



Japan Van Lines Co.,Ltd.

SHIMBASHI CENTER PLACE 7th FLOOR
1-11-7, SHIMBASHI, MINATO-KU, TOKYO,
105-0004, JAPAN

Phone: +81-3-6779-9610 / FAX NO.+81-3-6779-9654

平成 29 年 10 月 吉日

お客様各位

ジャパン バン ラインズ株式会社
国際複合輸送部 業務課

タイ向け貨物 SHIPPING MARK 義務化に関して

拝啓、

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして各種記事等でもご紹介されておりますようにタイ税関よりタイ向け貨物に関し B/L 面上への SHIPPING MARK の明記を義務化する旨、通達がございました。

従来より、タイ税関は SHIPPING MARK の明確化に関して通達を行っておりましたが、この度さらなる厳格運用される模様となり、罰則が追加されることとなりました。

タイ向けのお船積みを予定される荷主様には、今一度ご注意頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象貨物： タイ向け 全港

適用時期： 2017 年 11 月 13 日 タイ到着貨物より

注意点： B/L 上の SHIPPING MARK 記載義務化

※ 「NO MARK・N/M・無印」等の表記についてタイ税関では認めておりません。

※ SHIPPING MARK の記載漏れ及び記載不備がある場合、タイ税関より

CONSIGNEE 様に対し罰則(罰金：THB50,000-以下)が科せられることがあります
ので、ご留意願います。

荷主様と受け荷主様にて十分相談された上で、SHIPPING MARK 表記を頂きます様
お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

以上